（２）当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

資料２

**１．策定要領**

（１）基本的考え方

　令和4年改正児童福祉法において、措置の実施及び措置実施中の処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境整備が業務に位置付けられた。

（２）計画策定にあたっての主な留意事項

　計画策定項目に直接関係するものはなし。

（３）必要的記載事項抜粋

　計画策定項目に直接関係するものはなし。

　**※資源の必要量等（下線部は年度ごとの定量的な整備目標も要領に明記）**

　・意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合

　・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備

　・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備

　・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

　・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会またはその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

　・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

　・社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等

**２．府の現状と整備・取組方針**

（府の主な取組み）

○意見表明等支援事業について、民間機関に委託し、モデル事業を令和２年度から実施。現在、複数の児童養護施設の他、府一時保護所でも実施。

○意見聴取等措置について、令和６年４月から実施。また、子どもの権利擁護に係る環境整備として、児童福祉審議会である府子ども家庭審議会に子どもの意見表明等支援委員会を設置。

○「子どもの権利ノート」の活用。

○子ども家庭センター担当ケースワーカーによる施設・里親等の訪問、面接。

（整備方針）

＜代替養育を必要とする子どもにおける事業を利用可能な子ども数と割合の目標＞



＜子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数＞



確認体制の整備

☞意見表明等支援事業に関する子どもの認知度・利用度・満足度については、意見表明等支援事業の実施時にアンケート等を実施

☞措置児童等を対象とした子ども権利に関する理解度や日頃から意見表明ができる子どもの割合、満足度については、施設訪問調査時に児童に確認

☞令和6年度より児童福祉審議会である大阪府子ども家庭審議会の中に、「子どもの意見表明等支援委員会」を設置。

☞また、府の社会的養育にかかる基礎となる本計画策定にあたっては、社会的当事者参画のほか、子どものヒアリング・アンケート等による意見聴取を実施予定（第２回WGにて手法等を議論）

（取組方針（案））

・児童養護施設等への訪問アドボカシーの拡充

・未実施種別への拡充の検討（児童心理治療施設、児童自立支援施設、障がい児入所施設、里親　等）

・研修や啓発プログラムを通じ、児童相談所職員や施設職員等関係者への周知と理解醸成

（関係機関等）

・乳児院、児童養護施設等

・子ども家庭センター

・児相設置自治体

・府内児相設置市

**３．進捗の自己点検及び評価の方法**

・評価指標の補足

（評価のための指標例）

資源の必要量項目と同様。体制整備を経たうえで、以下の項目も実施

・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度、利用度、満足度

・子どもの意見表明等支援委員会に対し子どもから意見の申し立てがあった件数

・当事者参画の有無、措置児童等へのヒアリングやアンケート実施の有無